

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 高額介護合算療養費について ～

■高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。なお、手続きには役場暮らし応援課住民係への申請が必要となります。

- 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 支給額が500円以下の場合には支給されません。

◆自己負担限度額表

【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区 分	自己負担額の合計の基準額	
3割	現役並み所得者	【課税所得690万円以上】 212万円	
		【課税所得380万円以上】 141万円	
		【課税所得145万円以上】 67万円	
1割	一 般	56万円	
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ（※1）	31万円
		区分Ⅰ（※2）	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

お 問 い 合 わ せ 先

北海道後期高齢者医療広域連合

住所 〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
電話 011-290-5601

浦臼町役場 暮らし応援課 住民係
電話 68-2112

浦臼町高齢者世帯等除雪費助成事業 助成金申請・請求の受付について

除雪費助成事業につきましては、申込みをされた方に必要書類を送付しています。請負者への支払いを終え、領収書をもっている方は、申請及び請求ができます（1回のみ）。下記の書類を保健センターに持参し手続きをしてください。申請期限が3月31日までとなっていますので、お早めに申請願います。

〈保健センターに持参するもの〉

- ・ 交付申請書兼請求書
- ・ 委託契約書 1部
- ・ 領収書の原本（3月31日までに支払いを終えているもの）
- ・ 印鑑
- ・ 通帳等（口座番号がわかるもの）

※申請期限は3月31日（水）までです。申請期限を過ぎると助成を受けることはできません。

【問い合わせ先】 長寿福祉課介護福祉係（保健センター内） 電話68-2288）

元気にあいさつをしましょう!!



交通事故死ゼロ4000日達成感謝状贈呈式

令和3年1月21日をもって浦臼町は交通事故死ゼロ4000日を達成し、北海道及び北海道警察より感謝状が贈られました。贈呈にあたり、浦臼町交通安全協会の今野会長は、「住民、各団体等で交通安全に対する啓発を共有しているのが、受賞につながったのではないかと話し、川畑町長は「浦臼の団体には本当に一生懸命活動していただいている。4000日を達成できて嬉しく思う」と話していました。



認定こども園なかよし 豆まき

2月3日（水）、認定こども園なかよしにおいて豆まきが行われました。最初は先生による寸劇を真剣に見ていた子供達も、鬼が登場した途端に泣き叫んだり、逃げ回ったり、豆を投げたりしていましたが、それでも最後にはおそろおそろ鬼と握手を交わし、記念撮影をしていました。



バレンタインイルミネーション

2月11日（木）から14日（日）にかけて、浦臼町社会福祉協議会により、「ふれあい広場」の代替イベントとして浦臼駅にイルミネーションが点灯されました。

毎日数量限定で来場者にチョコレートが配布され、初日である11日は約50名の町民が鑑賞に訪れました。

同会会長の小野剛会長は「コロナ禍でたくさんの人数が集まることができない状況ではないが、見た人が少しでも明るい気持ちになってほしいという願いを込めて企画した」と話していました。